

【資料2】

報告事項 1

令和6年度の取組み等について

- (1) 令和6年度当初課税の状況等について
- (2) 今後の国保税改正スケジュール(予定)について
- (3) 被保険者証の一斉更新について



(1) 令和6年度当初課税の状況等について

① 令和6年度納税通知書を7月12日に発送

項目	令和5年度	令和6年度
1人当たり課税額	130,704円	143,068円
前年度との比較	3,683円 (+2.90%)	12,364円 (+9.46%)
被保険者数	30,996人	29,799人
前年度との比較	▲1,285人 (▲3.98%)	▲1,197人 (▲3.86%)



(1) 令和6年度当初課税の状況等について

②課税限度額 (6月議会上程、6月30日施行)

()内は令和5年度との比較

課税限度額・・・1世帯(納税義務者)に課税される上限税額(年間)

区分	限度額	増減額
医療分	65万円	—
後期分	24万円	+2万円
介護分	17万円	—
合計	106万円	+2万円



(1) 令和6年度当初課税の状況等について

③ 軽減措置 (6月議会上程、6月30日施行)

区分	改正後基準 (世帯主及び国保加入者の合計所得金額)
7割軽減	43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下
5割軽減	43万円 + 29.5万円 × (国保加入者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下
2割軽減	43万円 + 54.5万円 × (国保加入者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下

※給与所得者等：一定の給与所得者（給与収入55万円超）及び公的年金等の支給（60万円超（65歳未満）又は110万円超（65歳以上））を受ける者

【参考】

区分	改正前基準 (世帯主及び国保加入者の合計所得金額)
7割軽減	43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)
5割軽減	43万円 + 29万円 × (国保加入者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下
2割軽減	43万円 + 53.5万円 × (国保加入者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下



(2) 今後の国保税改正スケジュール (予定) について

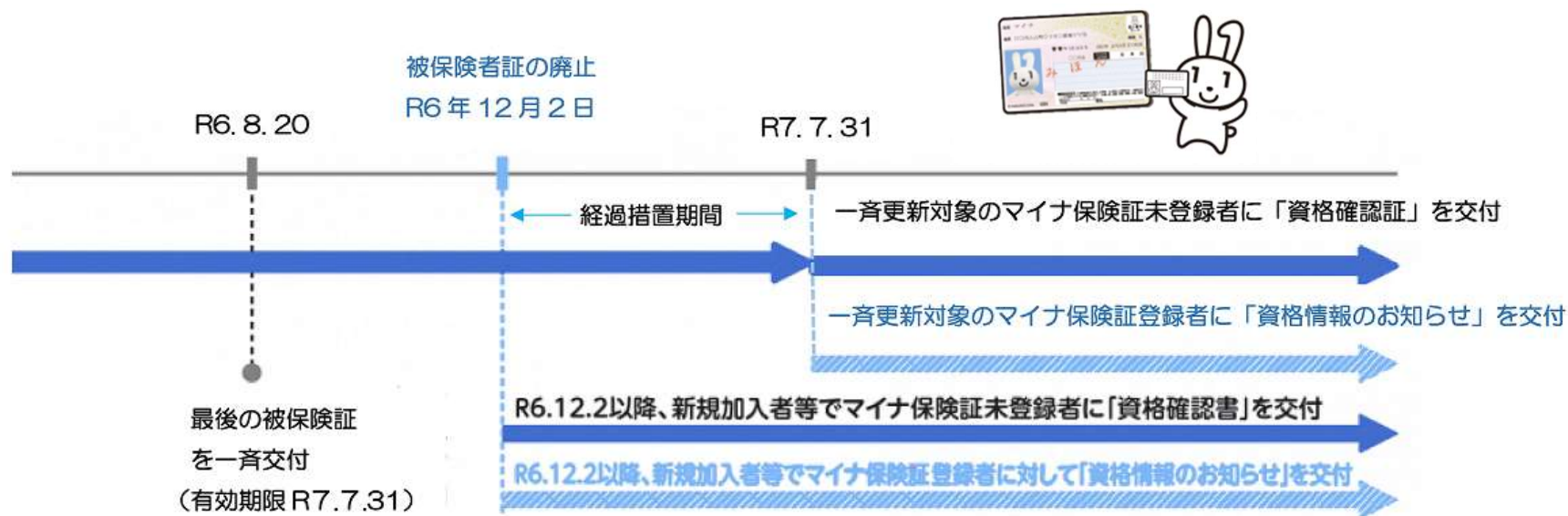
時 期	項 目	内 容
10月	安城市予算編成開始	前年度の内容を基に予算要求
11月	仮算定	国が示す仮算定係数を踏まえ県が試算
1月上旬	安城市予算案確定	仮算定結果を踏まえ予算案の決定
1月中旬	本算定	国が示す確定係数を踏まえ県が試算
1月下旬	諮問書の送付	諮問書と本算定結果を踏まえた資料を各委員様宛に送付
2月6日 (予定)	第2回 安城市国保運営協議会	審議・答申
3月・6月	条例改正案等議会上程	答申内容を踏まえ条例改正・予算案審議



(3) 被保険者証の一齐更新について

安城市国民健康保険被保険者のお手元にある被保険者証が、令和6年8月31日に有効期限を迎えますので、新たな被保険者証を8月20日(火)から一齐に配布します。令和6年12月2日を以って被保険者証が廃止されますので、最後の被保険者証の更新となります。

12月2日を以って被保険者証は廃止となりますが、法律により廃止日から「最長」1年間の経過措置を設け、この間は有効なものとして使用することができます。安城市国保が最後に交付する被保険者証については、愛知県の方針に準じて、有効期限を令和7年7月31日とする予定です。




⚠️ ご注意ください!

本年12月2日から
現行の健康保険証は
発行されなくなります

※12月2日時点で有効な保険証は最大1年間有効です

マイナンバーカード
をご利用ください

今回お持ちでない方は次回ご持参ください



マイナンバーカードの保険証利用登録がまだの方
➡️ 利用登録は窓口(カードリーダー)でできます

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

令和6年12月2日を以って、現行の被保険者証は廃止となり、その後は新たに被保険者証を交付することはできません。それ以降は、医療機関に受診する際は原則、マイナ保険証を使用していただくこととなります(最後に交付する被保険者証は令和7年7月31日まで有効です)。

マイナンバーカードを取得していない方、マイナンバーカードを取得しているが健康保険証利用登録をしていない方については「資格確認書」又は「資格情報のお知らせ」を交付しますので、それらによって医療機関に受診していただくことが可能です(「資格情報のお知らせ」は受診する際、マイナンバーカードの提示も必要となります)。

なお、現行の被保険者証及び資格確認書等が有効期限を迎える令和7年7月31日までに、新たな資格確認書等を一齐交付する予定です。

7

ともに育み、未来をつくる しあわせ共創都市 **安城**